

特殊地下壕対策事業の推進に関する意見書

先の大戦時に国内に構築された特殊地下壕は、平成25年度の調査で全国に8,458箇所、うち1,735箇所が鹿児島県内36市町に点在している。

鹿屋市においては、昭和63年10月に走行中のタクシーが突然の道路陥没により穴に転落した事故や、平成12年6月に豪雨の中、道路陥没により尊い人命が失われた事故が発生した。

また、鹿児島市では平成15年11月に住宅街で市道が陥没し、道路下に延長約250メートル、幅2メートルに及ぶ未発見の地下壕が発見され、平成17年4月には、鹿児島市の住宅団地の地下壕にて、一酸化炭素中毒により中学生4名の尊い人命が失われる事故が発生した。

各自治体では、国の特殊地下壕対策事業を活用するなどして埋戻しや入り口封鎖等の安全対策を講じているが、依然として未確認の特殊地下壕の新たな発見や長い歳月の流れで老朽化が進み、住宅、道路等の下に陥没の危険性を秘めた箇所が多数存在している。

よって、国におかれては、特殊地下壕対策の一層の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 平成28年度までとなっている事業期間を延長するとともに、事業費の確保を図ること。
- 2 補助率の嵩上げや補助対象の拡大など制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣 殿
農林水産大臣
国土交通大臣